

ご利用案内

‘大切な人’へ 健康の贈り物

健康であることは自身だけの問題ではありません。いつまでも元気でいてほしい「大切な人」へ感謝の気持ちを込めてギフト券をプレゼントしてみませんか？

現代の成人の死亡の3大原因は、悪性新生物・心疾患（高血圧症を除く）・脳血管疾患です。

また、これらの疾患にはいわゆる生活習慣病（メタボリック症候群）も深くかかわっています。こうした病気は知らず知らずのうちに健康を損なっていくこととなります。人間ドックを受診することで、早期に病気を発見・治療することが可能になります。いつまでも元気でいてほしい大切な人に、かけがえのないご家族のために、専門医が診断し、アドバイスします。



〔ギフト券の販売〕

販売価格 40,700円（税込）/ 枚
販売場所 13番予防健診センター窓口
販売時間 月～金 9:00～16:30（祝日を除く）
販売方法 現金のみ

〔検査内容〕

身長/体重/血圧/視力/眼底/眼圧/聴力/心電図/
肺機能/胸部X線/腹部エコー/血液検査/尿/便/
腫瘍マーカー /上部消化管内視鏡検査又は上部消化管X線検査 /子宮がん（頸部）女性のみのみ

※上記検査項目以外のオプション検査を受診される場合は別途費用が必要となります。詳しくは下記までお問い合わせください。

〔ご予約について〕

人間ドックを受診するためには事前に予約が必要です。下記へご連絡いただき、予約をお取りください。

・ご来院される場合

13番予防健診センター窓口までお越しください。
《月～金 9:00～16:30（祝日を除く）》

・お電話でのご予約・お問い合わせ

TEL 072(272)9959
《月～金 9:30～16:30（祝日を除く）》

・ホームページからの仮予約・お問い合わせ

<https://www.sakai-city-hospital.jp/guide/dock.html>

お手持ちの携帯電話で右の二次元コードを読み取ってください。ご利用案内のページが表示されます。



地方独立行政法人堺市立病院機構 人間ドックギフト券ご利用約款

（約款の趣旨）

第1条 地方独立行政法人堺市立病院機構（以下「法人」といいます。）は、法人が発行する人間ドックギフト券（以下「ギフト券」といいます。）をこの約款に従って取り扱うものとし、ギフト券の購入者及び所持者（以下「お客さま」といいます。）は、この約款によりお取引をいたします。

（ギフト券の利用）

- 第2条 ギフト券は法人が実施する人間ドックでのみ利用できます。
- 2 基本検査以外のオプション検査を受診される場合は別途費用が必要となります。
- 3 人間ドックを受診するためには事前に予約が必要です。
- 4 受診時にギフト券をご提出いただき、受付にて回収させていただきます。（ギフト券が利用できない場合）

第3条 次の場合には、ギフト券をご利用いただくことはできません。

- （1）お客さまがギフト券を違法に取得したとき、または違法に取得されたギフト券であることを知りながらもしくは知ることができる状態で取得したとき。
- （2）ギフト券の破損、泥損等によりギフト券を真券と認識することができないとき。
- （3）天災地変その他の理由により法人が人間ドックの営業を停止したとき。

（トラブルについて）

- 第4条 お客さまが、ギフト券を盗まれまたは紛失された場合には再交付はいたしません。
- 2 お客さまがギフト券を譲渡、紛失等したことにより第三者がサービスを利用したことにより、お客さまに生じた損害について法人は一切責任を負わないものとします。
- 3 お客さまがギフト券をご利用された際、サービスの取引について内容の不適合、その他の問題が生じた場合、状況確認の上、誠意をもって対応いたします。（換金等の原則禁止）

第5条 ギフト券は、現金との引換えはできません。

- 2 ご利用されたギフト券に対し、つり銭は支払われませんものとします。（管轄裁判所）

第6条 本約款に基づくご利用およびお取引に関して、お客さまと法人との間に紛争が生じた場合、法人の所在地を管轄する裁判所を第一審の合意管轄裁判所とするものとします。

（取扱いの変更）

第7条 ギフト券の取扱いについて、この約款を変更する場合には、一定の予告期間を置いて周知の方法をとるものとし、予告期間経過後は変更後の約款を適用いたします。

附 則

本約款は、令和2年11月5日からこれを適用します。

